

久留米市田主丸複合文化施設備品等移転業務委託仕様書

- 1 業務 久留米市田主丸複合文化施設備品等移転業務
- 2 履行場所 福岡県久留米市田主丸町田主丸770番地1
(久留米市田主丸複合文化施設)
- 3 契約期間 契約締結の翌日から令和8年9月11日まで
- 4 業務内容
 - (1) 業務内容
久留米市田主丸複合文化施設(福岡県久留米市田主丸町田主丸770番地1)から旧青峰小学校校舎(福岡県久留米市青峰2丁目7-1)等へ(3)に定める物品を配送する。
 - (2) 配送期間
日程:令和8年9月1日(火)から令和8年9月11日(金)まで(土日を除く)
時間:午前9時から午後5時まで
 - (3) 配送物
別紙「配送物一覧表」のとおり。
また、記載分のほか、当日職員が指示する機材も一部あり。
 - (4) 配送場所
旧青峰小学校校舎(福岡県久留米市青峰2丁目7-1)1階から3階他、久留米市が指定する場所(久留米市内に限る)。
 - (5) 配送
配送物の置き場について指示を受けること。
 - (6) 留意事項
 - ・運搬物品の性質や形状に応じ、輸送時の衝撃や破損を防止するために適切な梱包材を用いて適切に梱包した上で運搬を行うこと。
 - ・搬出地・搬入地ともに、建物の床、壁等に必要な養生を施した上で作業を行い、各施設壁や柱及び備品等に損害のないように行うこと。
 - ・作業日時については、市担当者と打ち合わせの上、決定すること。
 - ・関係法令その他に違反のないように当該業務を遂行すること。
 - ・業務に伴い発生した廃棄物は、適正に処分すること。

5 機密保持

- (1) 業務により知り得た機密を他に漏洩してはならない。また、契約期間満了後も同様とする。
- (2) 上記に違反し、当市及び第三者に損害を与えたときは、受託者は当市及び第三者より請求されたその損害を全額保証するものとする。

6 支払い方法

業務完了後、適法な請求書を受理した日から 30 日以内に支払う。

7 暴力団排除に関する事項

受注者は、当該業務委託の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は履行妨害を受けた場合は、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、履行に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに発注者と工程に関する協議を行うこと。

8 障害者差別解消法に関する事項

受注者は、当該業務委託の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 障害者差別解消法に基づき、市及び事業者に対し禁止が義務づけられている、障害者への「不当な差別的取扱い」を行わないこと。
- (2) その提供が法的義務とされた市の取扱いに準じて、障害者への「合理的配慮の提供」を行わなければならない。

9 その他

本仕様書に定めのない事項その他必要な事項は、双方協議のうえ決定し履行するものとする。